





パナソニック株式会社  
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社  
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

代表取締役社長  

取締役  

## 目的及び範囲

当社は、パナソニック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成し会社のウェブサイト上に開示した電子媒体の「サステナビリティレポート 2013」([http://panasonic.net/sustainability/jp/downloads/back\\_number/pdf/2013/sr2013j.pdf](http://panasonic.net/sustainability/jp/downloads/back_number/pdf/2013/sr2013j.pdf)。以下、「サステナビリティレポート」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

本保証業務の目的は、サステナビリティレポートに記載されている2012年4月1日から2013年3月31日までを対象とする環境パフォーマンス指標のうち、以下の表に記載されている指標(以下、「指標」という。)が後述の「判断規準」に示す会社の定める基準に従って作成されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。

サステナビリティレポートの記載内容に対する責任は会社であり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

表: 独立保証の対象となる指標とサステナビリティレポートにおける該当頁

指標名	頁	指標名	頁
主要商品使用時のCO <sub>2</sub> 排出量	38	非製造拠点からのCO <sub>2</sub> 排出量	50
生産活動におけるCO <sub>2</sub> 排出量	46	日本国内輸送におけるCO <sub>2</sub> 排出量	52
生産活動における温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算)(総量)	49	廃棄物・有価物の発生量	69
生産活動における温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算)(スコープ1排出量)	49	水使用量	72
生産活動における温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算)(スコープ2排出量)	49	管理対象物質の排出・移動量(総量)	81

## 判断規準

会社は環境省の環境報告ガイドライン 2012年版等を参考にして定めた指標の算定・報告基準([http://panasonic.net/sustainability/jp/downloads/back\\_number/pdf/2013/review2013j.pdf](http://panasonic.net/sustainability/jp/downloads/back_number/pdf/2013/review2013j.pdf)。以下、「会社の定める基準」という。)に基づいてサステナビリティレポートを作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。

## 保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2012年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1製造事業場及び海外1製造事業場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

## 結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

パナソニックグループ サステナビリティレポート2013  
**主要環境パフォーマンス指標の算定基準**

■対象期間

2012年4月1日～2013年3月31日

■対象範囲

商品関連：当年度の全ての開発製品

製造事業場関連：国内・海外において環境マネジメントシステムを構築している製造事業場等

その他：個々の取り組みに応じた範囲

■算定基準

項目	指標	算定方法
CO <sub>2</sub> 削減関連	創エネ商品によるCO <sub>2</sub> 削減貢献量	太陽光発電パネル：(当年度出荷分の総発電容量(kW)－2005年度出荷分の総発電容量(kW))×20(年)×製品の1台毎の発電量(1193kWh/kW)×CO <sub>2</sub> 排出係数(0.3145kg-CO <sub>2</sub> /kWh) 燃料電池：当年度製品の1台毎の発電量(1143.9kWh/年)×10(年)×当年度の出荷総台数×CO <sub>2</sub> 排出係数(0.410kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	省エネ商品によるCO <sub>2</sub> 削減貢献量	(2005年度基準製品の年間消費電力量－当年度製品の年間消費電力量)×商品寿命×当年度出荷台数×CO <sub>2</sub> 排出係数
	主要商品使用時のCO <sub>2</sub> 排出量	エネルギー使用量の大きい主要商品 <sup>※1</sup> の年間消費電力量 <sup>※2</sup> ×販売台数×商品寿命 <sup>※3</sup> ×CO <sub>2</sub> 排出係数  ※1 家庭用エアコン、業務用エアコン、一般家庭用蛍光灯・シリカ電球、LED電球、LED照明、冷蔵庫、エコキュート、液晶テレビ、プラズマテレビ、IHクッキングヒーター、食器洗い乾燥機、バス換気乾燥機、除湿機、換気扇、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、ジャー炊飯器、電子レンジ、温水洗浄便座、アイロン、ドライヤー、空気清浄機、電気カーペット、掃除機、BDレコーダー、ジャーボット、衣類乾燥機、レンジフード、パーソナルファクス、電話機 など ※2 商品カテゴリーの各地域で最多販売台数の機種を選定 ※3 当社が定める補修用部品の保有年数
	生産活動におけるCO <sub>2</sub> 削減貢献量	(2005年度CO <sub>2</sub> 排出原単位－当年度CO <sub>2</sub> 排出原単位)×当年度生産高
	生産活動におけるCO <sub>2</sub> 排出量	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量＋電力、熱の購入に伴うCO <sub>2</sub> 排出量
	生産活動におけるCO <sub>2</sub> 排出量原単位	各工場の名目生産高原単位(＝CO <sub>2</sub> 排出量/名目生産高)の改善率を加重平均して算出 重みは改善がなかったと仮定した場合の各工場のCO <sub>2</sub> 排出量を使用
	生産活動におけるCO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量	各ガスの排出量を、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第2次評価報告書(1995年)で定められたGlobal Warming Potential(地球温暖化係数)を用いてCO <sub>2</sub> 排出量に換算
	スコープ1排出量	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量＋CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量
	スコープ2排出量	電力、熱の購入に伴うCO <sub>2</sub> 排出量
	非製造拠点からのCO <sub>2</sub> 排出量	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量＋電力、熱の購入に伴うCO <sub>2</sub> 排出量 当年度に対象範囲に加わった拠点については、年率2%の削減を行ったことを前提に過年度に遡って数値を加算
	燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出係数	環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」掲載のCO <sub>2</sub> 排出係数を使用
	電力、熱の購入にともなうCO <sub>2</sub> 排出係数	【日本】 各年度購入電力の係数は、0.410(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)を固定して使用  【日本以外】 持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)並びに世界資源研究所(WRI)が公開しているGHGプロトコルウェブサイトのCalculation Toolsに記載の各国ごとの数値を使用 全ての年度で、“Electricity-HeatSteamPurchase_tool1.0_final”記載の2002年の数値を固定して使用
	輸送におけるエネルギー使用量	資源エネルギー庁 編著「荷主のための省エネ法ガイドブック」による (対象範囲：パナソニックグループが荷主となっている輸送) 国際間物流についても、同ガイドブックの考え方を適用して集計
	輸送におけるCO <sub>2</sub> 排出量	上記で算出したエネルギー使用量等をもとに、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」による
	輸送におけるCO <sub>2</sub> 排出量原単位の 前年削減比率	1－(当年度CO <sub>2</sub> 排出量/当年度物流重量)/(前年度CO <sub>2</sub> 排出量/前年度物流重量)
資源循環関連	投入資源量	製品の生産活動に直接使用した資源を集計した量 投入資源の算出にあたって、以下の二種類の方法で実施 ①購入材料(副資材を含む)の量を把握し集計する方法 ②出荷製品量＋副資材量＋廃棄物量を把握し集計する方法 なお、廃棄物量は、サステナビリティレポート2013で開示する廃棄物・有価物発生量を使用
	投入再生資源量	意図的循環再生資源と社会的循環再生資源の両方の合計 ・意図的循環再生資源 自らが出所から回収、再資源化までの循環ルートを管理している再生資源材料と、意図的に指定して購入している再生資源材料の他、管理された木材、竹などの生物資源と植物由来材料も含む ・社会的循環再生資源 自らの意志とは無関係に一般的に循環システムが社会に存在する材料種を指し、例えば金属や紙・段ボールであり、それぞれの再生資源材料の含有率は独自調査により設定したものを採用
	再生資源利用率	投入再生資源量÷投入資源量
	日本使用済み家電4品目の再商品化量	日本の「家電リサイクル法」で定義されているリサイクルのことで、分離した製品の部品または原材料を、自ら利用、あるいは、有償または無償で譲渡できる状態にした重量
	欧州使用済み電気電子機器回収量	回収システムごとの回収重量×当該システムにおける当社重量ベース市場投入シェア
	米国使用済み電気電子機器回収量	州法に基づく回収量および自主取り組みによる回収量など
	工場廃棄物・有価物発生量	産業廃棄物と一般廃棄物、有価物の発生量の合計
	有価物	再資源化業者や処理業者に有価で売却できる排出物
工場廃棄物リサイクル率	再資源化量÷(再資源化量＋最終処分量) (再資源化量はサーマルリサイクルを含まない。最終処分量は焼却残渣を考慮)	

項目	指標	算定方法
水関連	生産活動における水使用量	生産に使用した水使用量合計(上水道、工業用水、河川、湖水、地下水使用量合計)
化学物質関連	管理対象物質	「化学物質管理ランク指針(工場版)」によるもので、PRTR対象物質をすべて含む
	管理対象物質の排出量	排出量は大気、公共用水域、土壌への排出を含む。
	管理対象物質の移動量	廃棄物としての移動と下水道への排水移動を含む。なお、廃棄物処理法上廃棄物に該当する無償およびパナソニックグループが処理費用等を支払う(逆有償)リサイクルはリサイクル量に含む(PRTR法で届け出た移動量とは異なる)
	工場のヒト・環境影響度算出の対象物質	「化学物質管理ランク指針(工場版)」に指定される化学物質
	ヒト・環境影響度	有害性係数 <sup>*</sup> ×(対象物質の排出量+対象物質の移動量) <sup>*</sup> 有害性係数は、人体の健康および環境への影響に応じて区分し、当社が係数を付与したもの その有害性区分に応じてA:10,000、B:1,000、C:100、D:10、E:1の係数を設定 ・対象物質の排出量:大気、公共用水域、土壌への排出量を含むもの ・対象物質の移動量:廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律上廃棄物に該当する無償および逆有償)リサイクル分は含まない)としての移動と下水道への排水移動の移動量を含むもの
環境配慮No. 1商品関連	環境配慮商品	詳細は、GP(グリーンプロダクト)判定基準書2012年度版にて規定。基本的な内容を示す 下記①～⑥のいずれかを満たす ①地球温暖化防止: 自社評価値が前モデル以上であること、かつ評価値が業界上位30%以内であること (太陽光パネル、燃料電池などの創エネデバイスはGPとする) ②化学物質管理: Aは必須項目、B～Eのいずれかを満足すること、B～Eは訴求ポイントを有すること A.国内外全製品の内部配線(全て)は、塩ビ代替完了(適用除外は除く) B.内部配線を除く塩ビ代替(2005年度使用製品のみ) C.ランク指針で規定するRoHS対象物質に関する適用除外部品・材料の代替化(例えば、水銀レスバックライトなど) D.非特定臭素系難燃材の代替化(2005年度使用製品のみ)(例:セット系製品における筐体、P板) E.REACH規則におけるSVHCから選定された認可対象物質不使用(フタレートなど) ③資源有効利用: A～Dのいずれかを満足すること、C～Dについては訴求ポイントを有すること A.製品質量が業界上位30%以内(電池は質量/容量での評価も可) B.消耗材資源(洗剤等)量が業界上位30%以内 C.再生鉄、再生ガラス、再生プラスチックなどの再生資源やリユース部品、植物由来樹脂、生物資源(竹など)のいずれかを意図的に使用していること(1部品でも可) D.レアメタルを前モデルより削減(経済産業省定義の31鉱種) ④水:使用量が業界上位30%以内(例えば洗濯機の使用水量の少なさなど) ⑤生物多様性:下記に関して社会的に認められる合理的な根拠があること 「種の保全」「遺伝子の保全」「生態系の保全」に配慮した製品 ⑥その他:上記①～⑤の特徴項目で評価が困難な環境負荷を低減、かつ他社優位性があること (NOx除去装置など環境修復製品。ただし事業開始時のみ認定)
	ダントツGP機種数	環境配慮商品であって、さらに下記のダントツGP基準を満たした機種数 所定の期間で業界トップである(業界で最も環境性能に優れている)と社外に主張できる環境性能を有するもの 普及ゾーンを設定する場合には、その範囲内での判定を行う
	環境配慮No. 1商品売上比率	ダントツGPの売上÷パナソニック連結売上
	ステークホルダーとの協働	環境教育の人数
	植樹の本数	販売活動に連動した植樹、事業場が敷地内や地域で行う植樹の延べ植樹本数(2007年度からの累計)
	購入先様のCO <sub>2</sub> 排出量	101社の購入先様の生産活動におけるCO <sub>2</sub> 排出量。燃料関係は環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.2.2)」の係数に基づく 日本の各年度購入電力の係数(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)は、0.410を固定して使用